

三重県国土利用計画審議会運営規程（案）

平成11年12月22日施行

平成25年 2月 5日一部改正

令和 5年 3月 6日一部改正

（趣 旨）

第1条 この規程は、三重県国土利用計画審議会条例（昭和49年三重県条例第46号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、三重県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長の任期）

第2条 会長の任期は、選任された委員の任期とする。

2 会長がその職を辞し、又は委員を退任したとき、次回の審議会において会長の選任を行うものとする。

（委員及び臨時委員以外の者の出席）

第3条 会長は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させて意見又は説明を求めることができるものとする。

（会議の原則公開）

第4条 審議会の会議は、これを原則公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当し、出席委員の過半数が認める場合は公開しないことができる。

（1）三重県情報公開条例第7条各号の規定に該当する情報に関し審議する場合

（2）会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

2 傍聴の要領については別途定める。

（議事録の作成）

第5条 審議会の会議については、議事録を作成し、議長が指名した委員2名がこれに署名押するものとする。

2 議事録に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）会議の年月日及び場所

（2）議事の概要

（3）その他審議会の経過に関する事項

3 審議会の議事録は、三重県情報公開条例第7条各号の規定に該当する情報を除き、これを公開する。

（専 決）

第6条 会長は、審議会運営の効率化及び迅速化を図るため、国土利用計画法の趣旨に合致すると認められる一定の類型に属するものを対象として、あらかじめ審議会の承認を得て、専決基準を定めることができる。

2 会長は、専決基準に該当する事項については、審議会が適当と認めたものとして取り扱うことができる。ただし、当該事項に係る事務処理の後、速やかに審議会委員に報告しなければならない。

（Web会議システムを利用した会議への出席）

第7条 委員（臨時委員を含む。以下同じ。）及び第3条により会長が必要と認めた者は、審議会の会議に対面で出席することができない場合において、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

2 Web会議システムによる出席は、三重県国土利用計画審議会条例第5条第2項及び第3項に規定する出席に含めるものとする。Web会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声は即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

3 Web会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

4 Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

なお、会議が非公開で行われる場合は、会長が議事に関係があると認めた者以外の者に視聴させてはならない。

附 則

この規程は、平成11年12月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 2月 5日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5年 3月 6日から施行する。